**令和6年度ちょうふ青空マーケット出店に関する取り決めとお願い**

**【はじめに】**

〇出店者は、以下に述べる各取り決め及び主催者から提示された「出店要綱」を遵守してください。これらに違反したと判断した場合、主催者はその時期を問わず出店申込の拒否、出店の取消し、会場からの退去を命じる場合があります。

また、その際には出店者から事前に支払われた費用の返還及び出店取消し等により生じた損害について補償しません。

〇下記に該当した場合には申込受付の保留または出店をお断りする場合がございます。

１．申込事項に不備や虚偽の申告があった場合

２．出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合

３．来場者や他の出店者から苦情が予想される場合

４．出店者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団　　及びその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合。出店者が出店のために契約する者（施工を委託する者を含むが、それに限らない）が反社会的勢力であることが判明した場合

５．その他著しく不相応と判断される場合

**【食品の取扱いについて】**

食中毒などの食品衛生上の危険の発生を防止するため、臨時出店届に定められた要綱を遵守してください。

**【アルコール類の販売について】**

1. ２０歳未満へのアルコール類は販売しないで下さい。
2. 試飲を実施する際は「車の運転をしない」ことを確認してください。

**【非食品の販売について】**

割れ物等の取扱いには十分配慮してください。

※商品の盗難及び破損による責任は負いませんので、各自管理をお願いします。

**【その他注意点】**

盗難対策を徹底してください。売場（テント内）を無人にしないでください。

無人となる場合は、盗難被害に遭わないよう対策を取ったうえで売り場を離れてください。

**【損害賠償】**

１．主催者はいかなる理由においても、出店者及びその従業員が関連物を使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害等に対し、一切の責を負いません。

２．出店者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとする。

３．出店された商品・サービスについて第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出店者はその責任において、解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。

４．主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による開催の中止によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

５．主催者は自然災害、交通機関の遅延、社会不安等によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

|  |
| --- |
| 上記内容を遵守し、出店することを約束いたします。 |
| 事業所名： |  |
| 出店責任者： |  | Ｔ　Ｅ　Ｌ： |  |